

県の和解仲介の申立てについて

1 議会の議決

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について原子力損害賠償紛争解決センターに対し和解仲介（あっせん）の申立てを行うため地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ました。

2 和解仲介の申立て先

（1）名称等

原子力損害賠償紛争解決センター（東京都港区西新橋一丁目5番13号）

（2）設置根拠

原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき、平成23年4月11日に文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、審査会の事務の一部である「和解の仲介」の手續を円滑、迅速かつ公正に遂行するため、仲介委員が和解仲介業務を行う専門機関として、審査会の下に設置

（3）設置年月日

平成23年8月29日

（4）代表者等

総括委員会委員長 大谷 禎男^{よしお}（駿河台大学法科大学院教授）

和解仲介室室長 團藤 丈士^{だんどう じょうじ}（前東京地方裁判所裁判官）

（5）体制（平成26年10月1日現在）

総括委員会（弁護士）3名、仲介委員（弁護士）279名、
事務局（調査官（弁護士）186名ほか、計350名）

3 和解仲介の申立て内容

（1）申立ての概要

平成25年3月31日までに生じた東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策に要した以下の費用を支払うよう和解の仲介を求めます。

なお、申立てまでに東京電力株式会社と損害賠償金の一部支払いに合意した場合は、その合意額を除いた額で申立てを行うこととなります。

- ①損害賠償の額 9億9,907万6,828円
- ②当該請求に対する遅延損害金（年5%）
- ③既に受領した損害賠償金に対する遅延損害金（年5%）

(2) 申立て予定額

県が平成25年3月31日までに、東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策に要した費用から、損害賠償金として受領した額及び賠償金の支払いに合意した額を除いた額となります。

【 申立て予定額 】

(単位：円)

名 称	内 容	請求額 a	受領額 (合意額含む) b	和解仲介 申立て予定額 a-b
第1次請求	平成23年度事業費① (～H23.11)	168,372,075	167,309,080	1,062,995
下水道分	平成23年度分	278,439	278,439	0
第2次請求	平成23・24年度の人件費	196,561,485		196,561,485
第3次請求	平成23年度事業費② (H23.12～)	132,075,986	115,305,724	16,770,262
第4次請求	平成24年度事業費	652,999,387		652,999,387
合 計		1,150,287,372	282,893,243	867,394,129

※平成23年度分支払額 282,614,804 円／平成23年度請求額 300,448,061 円＝94.1％ (下水道分除く)

4 和解仲介を申し立てる理由

- 県が平成23年度に事故被害対策に要した事業経費(第1次、第3次請求)については、平成26年12月にその一部が支払われ、残額についても本年3月に一部合意をしたところであり、請求額に対する支払い額の割合(合意額を含む)は94.1％と、ある程度、県側の主張が認められた内容となっています。
- 一方で、東京電力株式会社は、法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用について賠償対象とすると主張しており、遅延損害金も含め相当因果関係を有する事故被害対策経費の全額が賠償対象であるとする県の主張との差が改めて明らかになりました。
- 第2次請求及び第4次請求については、現在、東京電力と交渉を重ねているが、風評被害対策をはじめ、法令・政府指示等によらない費用も多く含まれており、この主張の差が大きく影響することは明かです。
- 原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された機関であり、同センターの公平な第三者である法律家の和解仲介を受けることで主張の差が埋まることが期待されるとともに、今後も続く、県や県内市町村等の損害賠償請求事務の一つの指針になると考えています。